

松戸市農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 月 1 4 日

令和7年松戸市農業委員会1月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和7年1月14日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	杉浦昌平	2番	杉浦勇司
3番	横山定勝	5番	渡邊洋子
6番	加藤万里子	7番	山口輝雄
8番	戸張嘉宣	9番	岩佐忠夫
11番	渡来和治	12番	渡邊慶弘
13番	鈴木榮一	14番	湯浅孝一
15番	相田敏克		
明・矢切区域	齋藤香	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	山崎唯司
馬橋・小金区域	小林直一	馬橋・小金区域	湯浅清

1. 欠席委員

10番 川上博久

1. 関係課出席職員 農政課

課長	松戸繁和	主査	加瀬直紀
----	------	----	------

1. 事務局出席職員

事務局長	加藤広之	主査	横田智之
主任主事	花村理恵		

開会 午後 3時00分

議 長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和7年1月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号1番、杉浦昌平委員、議席番号2番、杉浦勇司委員の両委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんでした。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第3号までとなっております。

なお、報告事項については第1号から第7号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題といたします。

本件につきましては一括審議といたします。

それでは利用計画について、農政課長、よろしく願いいたします。

農政課長 農政課松戸です。

それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を策定するに当たりまして、本委員会の意見を聞くものでございます。

総会での議案につきましては、1件ごとではなく、一括してご説明させていただき、ご審議をお願いしたいと存じます。

今回は農地銀行からの移行案件2件でございます。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、青色の表紙の冊子でお配りしている参考資料の1ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は紙敷、現況地目は畑で、面積は1,092平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、カブ、ネギ、エダマメを主体に栽培する計画です。

次に、2番をご説明します。

議案書1ページの2番、参考資料は2ページでございます。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は紙敷、現況地目は畑で、面積は1,487平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、カブ、ネギ、エダマメを主体に栽培する計画でございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第1号について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅雅之委員。

湯浅（雅）推進委員 推進委員の湯浅雅之です。権利の設定を受ける方は、私もよく知っている方で、畑の管理もしっかりやる方なので、私は原案に賛成いたします。

お諮りをよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、湯浅雅之委員より、承認すべきとの意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号につきましては、原案のとおり承認をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎議案第2号

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告を、併せてお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 議席番号9番、岩佐忠夫です。

去る1月8日水曜日、議案第2号から3号の審査のため、第2審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告いたします。

当日は、渡邊慶弘農業委員、相田敏克農業委員、湯浅雅之推進委員、齋藤香推進委員、私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告いたします。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番についてご説明します。

議案書の2ページ、議案参考資料については、1ページから2ページになります。

申請地の位置については、1ページのところでございます。

申請地は2筆で、面積は合計2,048平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、売買に伴う所有権移転でございます。

譲受人の申請理由は、経営規模を拡大するためです。譲渡人の申請理由は、高齢で耕作が

困難なためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。また、譲受人の耕作従事日数は、申請人1人で150日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えていません。農機具については、トラクター1台、耕運機1台、貨物自動車1台を所有しており、申請地を耕作するには充分であると判断いたしました。

申請地の営農計画では、ジャガイモとカブなどの栽培を行うとのことです。

以上、審査会では、議案第2号について審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものではなく、将来においても農地として適切な管理を継続されるものと判断しました。これをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位において、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいま、岩佐忠夫座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は、許可すべきとのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

湯浅（孝）委員 議席番号14番、湯浅孝一です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

議長 ただいま湯浅孝一委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議長 ご意見ないようであります。

これより、議案第2号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号につきましては、原案のとおり決定いたしました。つづいて、議案第3号を議題といたします。

1番から4番は同一事業ですので、申請概要の説明と審査会における意見報告を、併せてお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号の1番から4番について、ご説明いたします。

議案書の3ページ、議案参考資料については3ページから7ページになります。申請地の位置については3ページのところでございます。

申請理由は、譲受人の法人は近隣で病院を経営していますが、病院周辺で借りている駐車場の契約が満了解約になることから、申請地を取得し、駐車場及び多目的広場用地とするためです。

議案参考資料の5ページをご覧ください。

施設の概要については、駐車場及び多目的広場用地です。駐車場は解約になる駐車場100台分と同じ台数分を用意します。排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、出入口を除く周囲にコンクリートブロックを新設し、東側にコンクリートブロックに加えアルミフェンスも設置します。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第3号の1番から4番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしく審議のほど、お願いいたします。終わりです。

議長 ただいま岩佐忠夫座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、小林委員。

小林推進委員 推進委員の小林直一です。申請地は今でも駐車場がいつも混んでいて、これでも足りないぐらいの駐車台数だと思います。私は座長の意見に賛成したいと思います。

議長 ただいま小林委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番から4番につきましては許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第3号の5番と6番を議題といたします。5番と6番は関連しておりますので、申請概要の説明と審査会における意見報告を、併せてお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号の5番、6番について、ご説明いたします。

議案書の4ページ、議案参考資料については8ページから13ページになります。申請地の位置については8ページのところでございます。

申請理由は、譲受人は市川市稲越で土木建築業を営んでおります。現在は他社と一緒に資材置場を利用していますが、手狭になったため、当該土地を職員駐車場と資材置場として利用するためです。

議案参考資料の10ページ、11ページをご覧ください。

施設の概要については、駐車場及び資材置場です。排水については雨水のみで、砕石敷きにより自然浸透です。

被害防除については、5番は既設ブロックを利用します。6番の資材置場については、西側には既設ブロック、東側には既設フェンスがあります。北側には水路があるため、安全鋼板による土砂流出防止柵を新設します。

審査会では、現地調査の結果、一部アスファルト敷きになっていることを確認しました。このことについて質問したところ、譲渡人が土地を取得したときには、農地ではなく、そのまま賃貸していたとのことでした。この行為に対し、農地法違反であることを指摘し、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うことといたしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、農地法違反をしていたことについて、深く反省するとともに、同様の事態を繰り返さないことを約束するとのことでした。

農地区分については、申請地は、上水道管、下水道管の2種類が埋設された道幅4メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第3号の5番、6番について説明しましたが、審査会では、現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしく審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま、岩佐忠夫座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊洋子委員。

渡邊（洋）委員 議席番号5番、渡邊洋子です。

始末書の提出のことなど、座長の説明でよく分かりましたので、賛成いたします。

議 長 議長ただいま、渡邊洋子委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかに、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに、賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の5番、6番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第3号の7番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号の7番についてご説明いたします。

議案書の4ページ、議案参考資料については14ページから19ページになります。申請地の位置については、14ページのところでございます。

申請理由は、譲受人は、東京都に本社を置く不動産会社です。

申請地周辺は住宅地域として開発され、最寄り駅より離れており、かつ水戸街道沿いに位置し、自動車需要が高いと考えたことから、申請地を取得し、貸駐車場用地とするためです。

議案参考資料の16ページをご覧ください。

施設の概要については、貸駐車場です。

排水については、雨水のみで砕石敷きにより、自然浸透です。

被害防除については、既に南側に擁壁、西側にはフェンス、北側には安全鋼板が設置してあります。

費用については、自己資金と親会社からの融資で賄うとのことから、残高証明書と融資証明書を確認いたしました。

審査会では、現地調査の結果、一部コンクリート敷きになっていることを確認しました。このことについて質問したところ、譲渡人が土地を相続したときに、農地ではなく、そのままにしていたとのことでした。この行為に対し、農地法違反であることを指摘し、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、農地法違反をしていたことについて、深く反省するとともに同様の事態を繰り返さないことを約束するとのことでした。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及び、その農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第3号の7番について説明しましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしく審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま、岩佐忠夫座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、杉浦勇司委員。

杉浦（勇）委員 議席番号2番、杉浦勇司です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。お諮りください。

議 長 ただいま、杉浦勇司委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかに、ご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の7番につきましては許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第3号の8番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号の8番について、ご説明いたします。

議案書の5ページ、議案参考資料については20ページから24ページになります。申請地の位置については、20ページのところでございます。

権利の形態は、売買による所有権移転です。

申請理由は、譲受人は松戸、鎌ヶ谷、船橋、市川にて土木建築業を営んでいます。現在は機材等を現場に置いたままにしたり、有料駐車場を利用したりしており、防犯上や近隣住民に対する安全配慮の観点から申請地を取得し資材置場用地とするためです。

議案参考資料の22ページをご覧ください。

施設の概要については、資材置場です。

排水については雨水のみで、砕石敷きにより自然浸透です。

費用については、自己資金で賄うとのことから残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地は、鉄道の駅からおよそ500メートル以内の域区にあることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第3号の8番について説明いたしました。審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については、第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま、岩佐忠夫座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、加藤委員。

加藤委員 議席番号6番、加藤万里子です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、加藤委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかに、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の8番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第3号の9番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号の9番について、ご説明いたします。

議案書の5ページ、議案参考資料については25ページから30ページになります。申請地の位置については25ページのところでございます。

権利の形態は、使用貸借権の設定です。

申請理由は、譲受人は現在、市外のアパートに住んでいますが、本家近くに住みたいこと、現在の住居では部屋数が少ないため、将来子どもができたときに手狭となることから、申請地を借り受け、分家住宅用地とするためです。

議案参考資料の27ページをご覧ください。

施設の概要については、分家住宅です。

排水については、雨水は浸透枡を設置します。汚水雑排水については、合併浄化槽を新設し、前面道路に埋設された集水枡に接続します。

費用については、自己資金と借入れで賄うとのことから、残高証明書と住宅ローンの申請書を確認いたしました。

農地区分については農用地域内にある農地以外の農地であって良好な農地条件を備えており、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。

以上、議案第3号の9番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第1種農地で原則的には転用できませんが、分家住宅はその例外として認められますので、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま、岩佐忠夫座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

横山委員 議席番号3番、横山定勝です。

座長の説明でよく分かりました。審査会の意見に賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、横山委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議長 長 ご意見ないようであります。審査会報告のとおり、許可相当とすることに、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。それでは、全会一致と認め、議案第3号の9番につきましては許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎報告事項

議長 長 続きまして、報告事項に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書6ページ、報告事項1から14ページの報告事項7について、ご報告させていただきます。

まず6ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、11月分として、相続による所有権移転により1件の届出を受理いたしました。

なお、あつせん希望はありませんでした。

次に、7ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、7ページに記載のとおり、11月分として畑4件、1,041平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、8ページから10ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、11月分として10ページに記載のとおり、田8件、6,081平方メートル、畑16件、4,159平方メートル、合計24件、1万240平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、11ページ、報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、

合意解約の通知が1件ありました。

次に、12ページ、報告事項5 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、1件を県知事宛てに送付いたしました。

次に、13ページ、報告事項6 贈与税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり1件交付しました。

次に、14ページ、報告事項7 生産緑地に係る農業の主たる農業従事者証明書の交付についてですが、1件交付しました。

また、引き続き農業経営を行っている旨の証明書は6件、交付しました。

事務局からの報告事項は、以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和7年1月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時35分